

消奈行文傳考

— 萬葉集人物傳研究(六) —

川上富吉

一、はじめに

消奈行文は、『萬葉集』に、

誦倭人歌一首

奈良山乃児手 柏之兩面 尔左毛右毛 倭人之友 (16・三八三六)

右歌一首 博士消奈行文大夫作之

という一首があり、『懷風藻』に、

從五位下大學助背奈王行文。二首。年六十一。

五言。秋日於長王宅宴新羅客。一首。賦得風字。

嘉賓韻小雅。設席嘉大同。鑿流開筆海。攀桂登談叢。

盃酒皆有月。歌聲共逐風。何事專對士。幸用李陵弓。(六〇)

五言。上巳禊飲。應詔。一首。

皇慈被萬國。帝道沾群生。竹葉禊庭滿。桃花曲浦輕。

雲浮天裏麗。樹茂苑中榮。自願試庸短。何能繼叙情。(六一)

の詩二篇が載せられている。『萬葉集』の一首は、今、西本願寺本に據っておくが、本文および訓讀の異同については後述するとして、こ

こでは、最近刊行された新潮古典集成本の『萬葉集四』(昭和五七年十一月、卷十六の擔當は橋本四郎)の訓讀と解釋・鑑賞を紹介しておく。

倭人を誦る歌一首

奈良山の 児手柏の 兩面に にもかくにも 倭人が伴

右の歌一首は、博士、消奈行文大夫作る。

と訓み、「倭人」は「おべっか使い。面従腹背の徒」とし、譯は「まるで奈良山にある児手柏のように、表の顔と裏の顔とで、あっちにもこっちにもいい面下げる、何とも始末の悪いおべっか使いどもめ。」とし、左注も「右の歌一首は、大学寮の大先生、消奈行文さまが作ったものである。」とし、作者については「武蔵出身の明経博士。神龜四年(七二七)從五位下」と注している。

消奈行文の出自・系譜については、

『萬葉集事典』(佐々木信綱編、昭和三十一年六月)の人名の項(執筆、土田眞鎮)に、

せなのぎやうもんのみまへつきみ 消奈行文大夫釋奈良朝初期。高

麗人の後裔。高麗福信の伯父。養老五年(七二二)正月明經第二博士正七位上で綿等を賜つてゐる。神龜四年(七二七)十二月從

五位下。(大夫は五位)。倭人を誘る歌。懷風藻に從五位下大學助、年六十二として、詩二首を載せる。【例】消奈行文大夫(十六の三八三六の左)。【歌】十六短一(三八三六)。

とあり「高麗人の後裔」であるとし、日本古典文學大系本の『萬葉集四』(昭和三七年五月)の頭注にも、

養老四年正月、学者優遇の趣旨で、他の人々と共に賜品のあった時に明經第二博士正七位上。神龜四年(七二七)十一月、從五位下。懷風藻に「從五位下大學助背奈王行文二首年六十二」とある。統紀延曆八年十月、從三位高倉(高麗)福信の死去の記事中に、伯父背奈行文とある。高麗からの帰化人であったことが分る。

とあって、「高麗からの帰化人」であったとする。『日本古代人名辭典』第四卷(昭和三八年七月)には、

【背奈公行文】 武藏国高麗郡の人。福信の伯父。博士。消奈にもつくり(万葉)、背奈王にもつくる(懷風藻)。養老五・正、明經第二博士、正七位上で、学業に優遊し、師範に堪える故を以て、純・糸・布・歛を賜わった。神龜四・十二正六上より從五位下に叙せられた(統紀)。この頃の宿儒の一人とみえる(家伝下、寧下885)。また、延曆八・十高倉(背奈)福信薨去の条に、行文は福信の伯父で、福信の若年の時、これをつれて武藏より上京したことがみえる(統紀)。年月未詳、倭人を誘る歌一首の左註に、「右の歌一首は、博士消奈行文大夫作れり」とある(万葉十六3836)。懷風藻に、長屋王宅に、新羅客を宴する詩、その他、五言詩二首があり、「從五位下大學助背奈王行文」とある(寧下91120)。

とあって、その「高麗からの帰化人」であることには言及していない。

日本古典文學大系本の『懷風藻 文華秀麗集 本朝文粹』(昭和三十九年六月)の巻末付録の「詩人小伝」に、

背奈王行文(せなのきみ) 二首(60・61)。背奈公とも。行文はギョウモンとも。帰化人背奈福徳の子。父福徳は帰化して武藏国高麗郡に住み、行文は官人となる。養老五年(七二二)正月明經第二博士の任にあり、学業の師範者として純・糸・布・歛などを賜う、時に正七位上。大學助はこの頃か。神龜四年(七二七)十二月從五位下。万葉集に短歌一首(三八三六)を残す。六十二歳没。

とあって、高麗からの帰化であることは明記しないが「帰化人背奈福徳の子」としている。旺文社文庫本の『現代語訳万葉集(下)』(桜井満、昭和五〇年四月)の巻末の人名解説の項に、

消奈君行文(せなのきみ)(消奈行文大夫) (1)武藏国高麗郡の人。福信の伯父。背奈公・背奈王とも。(2)養老五年(七二二)正月明經第二博士、正七位で学業に優遊し、師範に堪えるゆえをもって賜品を賜わると。神龜四年(七二七)十二月從五位下。このころの宿儒のひとつ。『懷風藻』に詩二編を載す。(3)16三八三六。

とあって、「福信の伯父」とあるのみで、高麗からの帰化については言及していないが、「高麗福信」の項には、「帰化人福徳の孫。行文の甥」とあるが、その典拠となる福信の薨傳を引いていないのである。日本古典文學全集本の『萬葉集(4)』(昭和五〇年一〇月)の「付録(人名一覽)」の「消奈行文」の項には、

消奈行文(せなのきみ) 武藏国高麗郡出身で背奈とも記し、養老五(七二二)年

当時、明経第二博士として賞されたことがある。神亀四(七二七)年従五位下を授けられた。『懐風藻』に詩二首を載せ、大学助、年六十二と記す。高麗福信の伯父。16―三三三六

とあって、その「歸化人」であることは明記されていないが甥の「高麗福信」の項には、

高麗朝臣福信 初め背奈公といったが、のち背奈王・高麗朝臣・高倉朝臣とつぎつぎに改姓させられた。歸化人で祖父の代から武蔵国高麗郡(埼玉県川越市付近)に住んだが、伯父背奈行文に連れられて上京。天平十一(七三九)年従五位下。天平勝宝元(七四九)年紫微少弼兼中衛少将従四位上となり、翌年高麗朝臣の姓を賜わった。信部大輔・内匠頭・但馬守などを歴任し、天平神護元(七六五)年従三位。さらに造宮卿・彈正尹などになったが、延暦四(七八五)年致仕して、同八年八十一歳で没した。○19―四二六四題

とあって、「歸化人」系であることに言及している。

多くが「高麗系歸化人」であるとしており、上代文學研究史の上で、消奈行文ひとりに焦點を絞った論考として、管見によれば、市村宏「消奈行文考」(昭和三十九年十二月、『万葉集新論』所収)があるが、ごく最近の上代文學會の研究成果を基に編集された。雄山閣出版『萬葉集歌人事典』(大久間喜一郎・森淳司・針原孝之編、昭和五七年三月)の「消奈行文」の項(執筆、堀野寿彦)には、

〔系譜〕統紀桓武天皇延暦八年十月の条に、「散位従三位高倉朝臣福信薨す。福信は武蔵国高麗郡人なり。本姓は背奈。(中略)小年伯父背奈行文に随ひて都に入る」より、武蔵国高麗郡の人。福信の伯父。

〔閩歴〕統紀養老五年正月に「詔に曰く、文人武士……第二博士正七位上背奈公行文」、神亀四年十二月に「正六位上背奈公行文に従五位下を授く」とある。武智麻呂伝に神亀年間の人物をあげた中に「宿儒」として「肖奈行文」の名がみえる。懐風藻に五言詩二首がある。

〔歌風〕「奈良山の兒手柏の両面にかかくにも佞人の徒」(16・三三三六)は、上句の巧みな譬喩が効果を上げている。

〔歌数〕短歌一首。16・三三三六

とあって、その「歸化人」であることについては明言されていないのみならず、その参考文献の揭示もないのである。ちなみに、「高麗福信」の項(執筆、米内幹夫)には、

〔系譜〕歸化人福徳の孫で行文の甥。

〔閩歴〕祖父福徳以来、武蔵国高麗郡にいたが伯父行文に従って若くして上京した。天平十五年六月春宮亮、同十九年背奈王の姓を賜って後、天平勝宝二年一月高麗朝臣と改姓するが、この間中衛少将兼紫微少弼として仕えた。以後、信部大輔、内匠頭、但馬守を経て神護元年一月従三位に叙せられる。さらに造宮卿、武蔵守、近江守、彈正伊などを歴任、延暦八年十月八十一歳で没した。万葉集には四十六歳の頃難波へ遣わされたときの御歌(19・四二六四、四二六五)の題詞に名前がみえるが福信自身の作歌は残っていない。

〔所在〕19・四二六四題詞

とあって、「歸化人」であることを明記している。が、いずれにしても高麗からの歸化人であることを証明する文献の明示がないのは遺憾である。ここに、その傳記と文藝について、明らかにしておく必要を痛感するのである。以下いささか消奈行文の傳記について考察してみ

たい。

二、出自・系譜に関する一説

さて、消奈行文の系譜傳記について最初に問題としたのは契沖である。その『萬葉代匠記』初稿本に、

〔初〕消奈行文 續日本紀第八云。養老五年正月戊申朔甲戌詔曰。文人

武_(非)土_(非)國_(非)家_(非)所_(非)重_(非)醫_(非)卜_(非)方_(非)術_(非)古_(非)今_(非)斯_(非)崇_(非)。○明經第二博士正七位上背奈公行文○各_(非)賜_(非)純十五疋、絲十五約、布三十端、鍬二十口。聖武紀云。神龜四年十二月丁亥○授_(非)正_(非)從_(非)六位上背奈公行文從五位下。懷風藻云。從五位下大學助背奈王行文二首_(非)十六_(非)。こゝに消奈とありて公の字なきは脱せるなるへし。懷風藻に背奈王とあるは、聖武紀云。天平十九年六月辛亥正五位下背奈福信、外正七位下背奈大_(非)山_(非)等_(非)八_(非)人_(非)賜_(非)背奈王_(非)姓_(非)。此中に背奈福信は第十九に見えるたる高麗朝臣福信なり。行文かためには甥_(非)なり。行文は天平に入ては傳も見えねは、神龜天平の間に死去せるなるへし。しかれば後に甥に賜たる背奈王を初にめくらしてかけるにこそ。福信か傳によれば、武藏の高麗郡の人と見えたり。もとは高麗より出たり

として、「もとは高麗より出たり」とし、さらに、精撰本では、

〔元正〕_(非)續_(非)日本_(非)紀_(非)云_(非)。養老五年正月戊申朔甲戌、詔曰。文_(非)人_(非)武_(非)士_(非)國_(非)家_(非)所_(非)重_(非)醫_(非)卜_(非)方_(非)術_(非)古_(非)今_(非)斯_(非)崇_(非)云々。明經第二博士正七位上背奈公行文云々。各賜純十五疋、絲十五約、布三十端、鍬二十口。聖武紀云。神龜四年十二月丁亥、授正六位上背奈公行文從五位下。懷風藻云。從五位下大學助背奈王行文二首_(非)十六_(非)。今ハ行文大夫ト云故ニ氏ノ下ニ公ノ字ヲ略セル歟。懷風藻ニ背奈王トアル

ハ、聖武紀云。天平十九年六月辛亥、正五位下背奈福信、外正七位下背奈大山等八人賜背奈王姓。此中ニ背奈福信ハ此集第十九ニ見エタル高麗朝臣福信ニテ、行文カ甥_(非)ナリ。行文ハ天平ニ入テハ紀ニ見エネハ、神龜ノ末天平ノ初ニ卒去セルナルヘシ。然レハ後ニ福信等ニ賜ハリタル姓ヲ初ニ廻ラシテカケルニヤ。福信カ傳ニ依レハ、行文モ本ハ高麗ヨリ王化ヲ慕ヒテ渡リ來タル人ノ子孫ニテ、武藏國高麗郡ヨリ都ヘ上レル人ナリ

として、續日本紀の福信傳條を全文引用していないが、「本ハ高麗ヨリ王化ヲ慕ヒテ渡リ來タル人ノ子孫ニテ」とその高麗系歸化人であることを指摘した。契沖の弟子の海北若沖の『萬葉作者履歷』の、消奈行文の項には「高麗朝臣福信伯父也_(非)委_(非)見_(非)彼_(非)傳_(非)」とし、甥の高麗福信の項に、『新撰姓氏錄』の高麗朝臣條を引き、さらに、『續日本紀』延暦八年十月の薨傳の全文を引用して、師の「高麗人」説を補強している。以後、多くの注釋書類にはその出自に觸れるものはなく、鹿持雜澄『萬葉集古義』および『萬葉集人物傳』に、

消奈行文(六、三百六十)

消は、セウの略音を、セに用ひたるものか、略解には、背の誤ならむと云ふ、續紀、懷風藻等、ことごとく背奈とあれば、然もあるべきにや、消奈の下、公字脱たるなるべし、と契沖いへり、續紀に、養老五年正月戊申朔甲戌、詔曰、文人、武士、國家所重、醫、卜、方術、古今斯崇、云々、明經第二博士正七位上背奈公行文賜純十五疋、絲十五約、布三十端、鍬二十口、また神龜四年十二月丁亥、云云、授正六位上背奈公行文從五位下、懷風藻に、從五位下大學助背奈王行文二首、年十六、(今按に、これに王とあるは、公の誤にや、續紀、天平十九年六月辛亥、正六位下背奈福信、外正七位下背奈大山等八人賜背奈王姓と見えて、行文は、いまだ王姓を賜はざりけるさきに、みまかれりけるなるべければ

なり)

として、契沖の「高麗人」説には言及していないし、ちなみに、高麗福信の項には。

高麗朝臣福信(七、二百五十五)

福信は、字音に唱べし、續紀に、天平十年三月辛未、從六位上背奈公福信授外從五位下、十一年七月乙未、授從五位下、十五年五月、癸卯、從五位上背奈王福信授正五位下、六月丁酉、爲春宮亮、十九月六月辛亥、賜背奈王姓、二十年二月己未、授正五位上、勝實元年七月甲午、授從四位下、八月辛未、中衛少將從四位下背奈王福信爲兼紫微少弼、十一月己未、授從四位上、一年正月丙辰、賜高麗朝臣姓、寶字元年五月丁卯、授正四位下、七月戊申、遣高麗朝臣福信等、率兵、追捕小野東人吾本忠節等、並皆捉獲、禁著左衛士府、四年正月戊寅、爲信部大輔、(民部) 七年正月壬子、爲但馬守、神護元年正月己亥、授從三位、景雲元年三月己巳、造宮卿但馬守從三位高麗朝臣福信、爲兼法王宮大夫、寶龜元年八月丁巳、爲兼武藏守、四年二月壬申、初造宮卿高麗朝臣福信、專知造、作楊梅宮、至是宮成、七年三月癸巳、爲兼近江守、十年三月戊午、從三位高麗朝臣福信、賜姓高倉朝臣、天應元年五月乙丑、從三位高倉朝臣福信爲彈正尹、延曆二年六月丙寅、爲兼武藏守、四年二月丁未、上表乞身、優詔許之、賜御杖并袞、八年十月乙酉、散位從三位高倉朝臣福信薨、福信、武藏國高麗郡人也、本姓背奈、其祖福德、屬唐將李勣、拔平壤城、來歸國家、居武藏焉、福信即福德之孫也、初任右衛士大志、稍遷、天平中、授外從五位下、任春宮亮、勝實初、至從四位紫微少弼、改本姓、賜高麗朝臣、遷信部大輔、神護元年、授從三位、拜造宮卿、兼歷武藏近江守、寶龜十年、上書言、臣云々、伏乞改高麗、以爲高倉、詔許之、天應元年、遷彈正尹兼武藏守、延曆四年、上表乞身、以

散位、歸第焉、薨時年八十一、と見えたり、

として、その薨傳を引きながら「歸化」、「高麗人」の説明はない。鴻巢盛廣『萬葉集全釋』(昭和九年十一月)に至って、

消奈行文は續紀に「養老五年正月戊申朔甲戌詔曰、文人武士國實所重、醫卜方術古今斯崇云々、明經第二博士正七位上背奈公行文賜純十五疋・絲十五綯・布三十端・鍬二十口」(神龜四年十二月丁亥云々授正六位上背奈公行文從五位下)と見え、懷風藻に「從五位下大學助背奈王行文二首年六十二」と見える背奈行文と同人であらねばならぬ。天平の初年に没したらしい。續紀に「天平十九年六月辛亥正六位下背奈福信、外正七位下背奈大山等八人賜背奈王姓」とあって、行文は王姓を賜はらないうちに没したのであらうと想像される。懷風藻は後の稱呼に倣って、背奈王行文と記したのであらう。代匠記初稿本には奈の下、公の字が脱ちたものとしてある。略解に消は背の誤としてあるが、消は音セウであるから略してセに用ゐるのであらう。古葉略類聚抄に「明經儒林傳云助教消奈行文右記云行文於學良京臣助講周易甫福代弟子新羅人也、拜博士敍從五位下傳大學助後改高麗朝臣入哥一月」とあるのも参考すべきである。博士は右に記すが如く、明經博士。大夫は五位の通稱。

として、契沖の「高麗人」説を紹介せずに、『古葉略類聚抄』の注文「新羅人也」を引いて「参考すべきである」とした。この「新羅人」とする見方は、窪田空穂『萬葉集評釋』(昭和二十七年二月)、佐佐木信綱『評釋萬葉集』(昭和二十八年五月)も同様であるが、それに對して、土屋文明『萬葉集私注』(昭和三十三年九月)は、

消奈行文は高麗からの歸化人、神龜四年從五位下となつて居る。

懷風藻に從五位下大學助背奈王行文二首六十二とある。五位なので、大夫とした。延暦八年紀に高麗朝臣福信の伯父として見えるから、新羅人とする説は誤であらう。

として、延暦八年紀の全文を證として引用することはしていないが、「新羅人」説を誤りとし「高麗からの歸化人」としたが、武田祐吉『萬葉集全註釋』（昭和三年四月）は、

消奈の行文は、續日本紀に、養老五年正月、學術の士を優遇された時に、明經の第二の博士正七位の上背奈の行文に絶十五足、絲十五鈞、布三十端、鉞二十口を賜い、神龜四年十二月には、從五位の下を授けられている。懷風藻には「從五位下大學助背奈王行文 一（首年六十二）と見え、藤原武智麻呂傳に、神龜年間の人物を擧げた中に、宿儒として消奈の行文の名が見える。また古葉略類聚鈔には「明經儒林傳云、助教消奈行文、右記云、行文於學長京、作、助講、周易、角福代弟子、新羅人也。拜博士、叙從五下、傳大學助、後改高麗朝臣、入哥一」とある。大夫は、五位の人に對する敬稱。

として、『古葉略類聚鈔』の注文を引いて、高麗系歸化人説を紹介せず、「新羅人」説を示している。次に、先にも引用した日本古典文學大系本の『萬葉集』（昭和三七年五月）では、續紀延暦八年十月の福信薨傳にふれて（全文は引用せず）「高麗からの歸化人であることが分る」とした。さらに『和歌文學大辭典』（昭和三七年十一月）には「高麗人の後裔」としたのに、澤瀉久孝『萬葉集註釋』（昭和四一年六月）は、

「消奈行文」は續紀、養老五年正月甲戌（廿七日）の條に「詔曰、文人武士、國家所重、醫卜方術、古今斯崇、宜擢於百僚之内、

優遊學業、堪爲師範者、特加賞賜、勸勵後生、因賜明經第一博士從五位上鍛冶造大隅……各絶二十足、絲二十鈞、布三十端、鉞二十口、第二博士正七位上背奈公行文……各絶十五足、絲十五鈞、布三十端、鉞二十口」とあり、又神龜四年十二月丁亥（廿日）に「授正六位上背奈公行文從五位下」とある。代匠記に「消奈とありて公の字なきは脱せるなるべし」とある。懷風藻に「從五位下大學助背奈王行文 一（首年六十二）とある。續紀、天平十九年六月辛亥（七日）、正五位下背奈福信、外正七位下背奈大山、從八位上背奈廣山等八人、賜背奈王姓」とあつて、代匠記に「行文ハ天平ニ入テハ紀ニ見エネバ、神龜ノ末天平ノ初ニ卒去セルナルベシ。然レバ後ニ福信等ニ賜ハリタル姓ヲ初ニ廻ランテカケルニヤ」と云つてゐる。福信（十九・四二・四四題）は行文の甥である。武智鷹傳に神龜年間の人物をあげた中に「宿儒」として消奈行文の名が見える。古葉略類聚鈔（四・三三〇）には左注の右に「明經儒林傳云 助教消奈行文 右記云 行文於學長京、助講、周易、角福代弟子、新羅人也。拜博士、叙從五下、傳大學助、後改高麗朝臣、入哥一」とある。

として、契沖の「高麗人」説および續紀の福信薨傳全文を引用紹介せずに、『古葉略類聚鈔』の注文を引用している点からみると、「新羅人」説を取るのであらう。以上のように、契沖の「高麗人」説と、『古葉略類聚鈔』の「新羅人」説の二説があることになる。

三、『續日本紀』にみえる消奈行文

さて、消奈行文に關する記録で、その正史『續日本紀』に見えるものは、次の如くである。

①元正天皇の養老五(721)年正月甲戌の條に、

詔曰。至公無私。國土之常風。以忠事君。臣子之恆道焉。當頃各勤所職。退食自公。康哉之歌不遠。隆平之基斯在。災異消上。休徵叶下。宜文武庶僚。自今以去。若有風雨雷震之異。各存極言忠正之志。又詔曰。文人武士。國家所重。醫卜方術。古今斯崇。宜擢於百僚之內。優遊學業。堪爲師範者。特加賞賜。勤勵後生。因賜明經第一博士從五位上鍛治造大隅。正六位上越智「麻呂」直廣江。各給廿足。絲廿約。布卅端。鐵廿口。第二博士正七位上背奈公行文。調忌寸古麻呂。從七位上額田首千足。明法正六位上箭集宿祢虫万呂。從七位下塩屋連吉麻呂。文章從五位上山田史御方。從五位下紀朝臣清人。下毛野朝臣虫麻呂。正六位下樂浪河内。各給十五足。絲十五約。布卅端。鐵廿口。竿術正六位上山口忌寸田主。正八位上悉斐連三田次。正八位下私部首石村。陰陽從五位上天津連首。從五位下津守連通。王仲文。角兄麻呂。正六位上余秦勝。志我間連阿弥隋。醫術從五位上吉宜。從五位下吳肅胡明。從六位下秦朝元。太羊甲許母。解工正六位上惠我宿祢國成。河内忌寸人足。堅部使主石前。正六位下賈受君。正七位下曾形朝臣赤麻呂。各給十足。絲十約。布廿端。鐵廿口。和琴師正七位下文忌寸廣田。唱歌師正七位下大窪史五百足。正八位下記多眞玉。從六位下螺江臣夜氣女。茨田連刀自女。正七位下置始連志那志女。各給六足。絲六約。布十端。鐵十口。武藝正七位下佐伯宿祢式麻呂。從七位下凡海連興志。板安忌寸犬養。正八位下置始連首麻呂。各給十足。絲十約。布廿端。鐵廿口。

②聖武天皇の神龜四(727)年十二月丁亥の條に、

先是遣使七道。巡檢國司之狀迹。使等至是復命。詔依使奏狀。上等者進位二階。中等者一階。下等者破選。其犯法尤甚者。丹後守從五位下羽林連兄麻呂處流。周防目川原史石庭等除名焉。授正六位上背奈公行文從五位下。

③桓武天皇の延暦八(789)年十月乙酉の條に、

散位從三位高倉朝臣福信薨。福信武藏國高麗郡人也。本姓背奈。其祖福德屬唐將李勣拔平壤城。來歸國家。居武藏焉。福信即福德之孫也。少年隨伯父背奈行文入都。時與同輩。晚頭任石上衢。遊戲相撲。巧用其力。能勝其敵。遂聞內裏。召令侍內堅所。自是著名。初任右衛士。稍遷。天平中授外從五位下。任春宮亮。聖武皇帝甚加恩幸。勝寶初。至從四位紫微少弼。改本姓。賜高麗朝臣。遷信部大輔。神護元年。授從三位。拜造宮卿。兼歷武藏近江守。寶龜十年上書言。臣自投聖化。年歲已深。但雖新姓之榮。朝臣過分。而舊俗之号。高麗未除。伏乞改高麗。以爲高倉。詔許之。天應元年。遷彈正尹兼武藏守。延暦四年。上表乞身。以散位歸第焉。薨時年八十一。

右の三つの記録と『懷風藻』に見える「從五位下大學助」を踏まえ、消奈行文の出自および傳記を素描してみることにしよう。

四、その出自「高麗」について

③の高倉朝臣福信の薨傳記事

本姓は背奈。其の祖福德、唐將李勣、平壤城を抜くに屬て、國家に來歸して、武藏に居す。福信は即ち福德が孫なり。小年にして

伯父背奈行文に随って都に入る。

とあるように、福信の祖父、つまり行文の父に當る福徳が、祖國高句麗滅亡後、來朝したことになる。高句麗の滅亡は『日本書紀』の天智天皇七年（六六八）冬十月條に、

冬十月に、大唐の大將軍英公、高麗を打ち滅す。高麗の仲牟王、初て國を建つる時に、千歲治めむことを欲しき。母夫人の云ひしく、「若ひ善く國を治むとも得べからじ。但し當に七百年の治有らむ」といひき。今此の國の亡びむことは、當に七百年の末に在り。

とあって、六六八年十月のこととするが、朝鮮史關係では、『三國史記』卷第二十二（高句麗本紀第十 二十八 寶藏王 下）に、

九月、李勣は平壤を陥落した。（さきに）李勣が大行城を取る と、他道より來た諸軍はみな李勣と会った。ともに進軍して鴨綠柵（今の義州？）に達した。わが軍が拒戦したけれども李勣らはこれを破り、（さらに）二百余里を追奔して辱夷城（清川江の北？）を陥落すると、諸城では逃亡したり降伏する者が相繼いだ。契苾何力はまず兵を率いて平壤城の下に着き、李勣の軍は後を追うた。

平壤を包圍すること一か月余り、王の戚（寶藏王）は泉男産に首領九十八人を引き連れ、白旗を持っていて李勣に降伏させた。李勣は礼をもってこれに接した。泉南建はなおも（城）門を閉じて固く守り、たびたび兵を發して戦ったがみな破れた。男建は軍事を僧の信誠に委ねた。信誠は小將の烏沙・饒苗らとひそかに人を李勣にやって内応したいと請うた。その後、五日たつて信誠が城門を開けると、李勣は軍を放つて城に登らせ、太鼓を叩き

喊声をあげながら城に火を付けた。男建はみずから刺殺しようとしたが死ねなかった。王と男建らを捕らえた。

十月、李勣が戻ろうとすると、高宗は命じてまず王らを昭陵（唐の太宗の陵）に獻じさせ、それから軍容を整え凱歌を奏しながら京師に入り、太廟に獻じた。

十二月、唐主は舍元殿で俘虜を受け取った。王（寶藏王）は政治を自分で取ったのではないから赦して司平大常伯員外同正にし、泉南産は司宰少卿に、僧の信誠は銀青光祿大夫に、泉男生は右衛大將軍にし、李勣以下は封賞するのに差があった。泉男建は黔州（今の四川省彭水県）に流配した。

とあって、九月のこととしている。その點について、日本古典文學大系本の『日本書紀 下』の頭注は、

旧唐書、高宗紀に「九月癸巳（十三日）、司空英國公勣、破高麗、拔平壤城、擒其王高藏及其大臣男建等、以歸。境內尺降」とあるほか、その経緯は海外史料に詳しい。日本側は統紀、神龜四年十二月条も、この年十月とする。

として、『舊唐書』高宗紀に「九月十三日」とあることを注している。なお、李丙燾著・金思燁譯『韓国古代史 下』（昭和五四年五月）には、

寶藏王二十七年、（A・D六六八年）九月十二日は歴史深い平壤城が陥落された、高句麗最後の恥辱日であった（始祖の朱蒙から二十八王、七百年をへている）。

とあって、九月十二日とし、井上秀雄『古代朝鮮』（昭和四七年十一月）も「六六八年九月一二日ついに新羅・唐連合軍の前に降参した」

とされているので、朝鮮、中國側では高句麗滅亡は六六八年九月二日か一三日で、九月の中のことと認識しているが、日本側では十月としているのは、『續日本紀』神龜四(七二七)年十二月二十九日條にも「淡海朝廷七年冬十月。唐將李勣、伐滅高麗。其後朝貢久絶矣。」とあって、おそらくその十月、高句麗滅亡直後に、高句麗から福信ら亡命渡來者があったことを語っているのであろう。

四 その居住地について

そして、その居住地が「武藏國高麗」とあるが、高麗郡の建置は、『續日本紀』靈龜二(七二六)年五月十六日條に、

辛卯。以_レ駿河。甲斐。相模。上總。下總。常陸。下野。七國高麗人千七百九十九人。遷_ニ于武藏國。始置_ニ高麗郡_一焉。

とあるから渡來當初は、武藏以外の七カ國のいずれかであったと想定されるが、その「背奈」の氏の名から見て、『和名類聚鈔』卷六の郡郷名の中、駿河國庵原郡六郷の中の筆頭に「西奈_{奈世}」とある地を比定してみる事ができようか。この「西奈」の地については、郵岡良弼『日本地理志料』(明治三五年九月)に、

西奈世奈按世奈與_{眞野}通。盖取_{地勢}也。野古曰_奈。詳見_{和泉鹽穴郷疏證}。養老五年紀。明經博士背奈公行文。勝寶二年紀背奈福信等六人。賜_{高麗朝臣姓}。或居_此。静岡雷社縁起。寶龜三年以_{廬原郡瀨名郷}。安倍郡横田郷。充_{祭田}。

とあり、松岡静雄『有由縁歌と防人歌』(昭和十年六月)は、「恐らくは歸化の當時、駿河國廬原郡西奈郷〔和〕に收容せられたからであらう」としている。「西奈」の地は、現在の、静岡平野北部の長尾川

下流左岸に位置する「静岡市大字瀨名・瀨名川付近(県史3)」(『角川日本地名大辞典・22・静岡』昭和五七年十月)に比定されている。なお、福信が「高倉」に改めたのは、『日本書紀』持統天皇元(六八七)年三月十五日條に、

三月の乙丑の朔己卯に、投_化ける高麗五十六人を以て、常陸國に居らしむ。田賦ひ稟受ひて生業に安からしむ。

とある常陸は、『和名類聚鈔』卷六、郡郷名に、「常陸國信太郡」管十四郷の中の「高來郷」が見え、『常陸國風土記』信太郡の條に、

郡の北十里に碓井あり。古老のいへらく、大足日子の天皇。浮嶋の帳の宮に幸ししに、水の供御なかりき。即ち、卜者をして占訪ひ穿らしめき。今も雄栗の村に存り。此より西に高來の里あり。古老のいへらく、天地の權興、草木言語ひし時、天より降り來し神、み名は普都大神と稱す。葦原の中津の國に巡り行でまして、山河の荒梗の類を和平したまひき。大神、化道已に畢へて、心に天に歸らむと存ほしき。即時、み身に隨へましし器仗の俗、伊川乃といふ甲・戈・楯・劍、及執らせる玉珪を悉皆に脱履きて、茲の地に留め置き、即ち白雲に乗りて蒼天に還り昇りましき。

とも傳承される「高來里」の比定地は、日本古典文學大系本『風土記』の頭注に「阿見町竹來(たか)が遺称地。」としている處か、あるいは、『和名類聚鈔』卷六、郡郷名の中、「相模國高座_{太加郡高座_{多加郡}}」か、また同じ相模國の「大住郡高來郷」の三カ所をその候補地として擧げることができるが、「相模國高座郡」については、『日本書紀』天武天皇四(六七五)年十月二十日條に「是の日、相模國言さく、高倉郡の女人、ひとたびに三の男を生めり」とまうす。」とあり、吉田東伍『大日本地名辭書』(明治三六年十月)には、「一説、統紀、延暦八年、高倉福信の傳に抛り、高倉は高麗人の邑号にて、武州新羅郡を後

世新座と云ふ如く「高倉郡も本は高麗ならんと疑ふ者あり。」として
いる。大和から東へ東へと東進遷居したものと推定すれば、「駿河國
庵原郡西奈郷」から「相模國大住郡高來郷」・「相模國高座郡高座
郷」へと移住した時期があつて、その故地にちなんで改姓されたとみ
ることもできよう。なお、③によれば、福信上京前後の時期における
行文の都での居住地は石上付近であつたらしい。

六、行文の年齢について

同じく③の福信墓傳記事によれば、福信の行年が、延暦八(七八九)
年十月に「八十一歳」であつたとすると、その出生は、和銅二(七〇
九)年となる。その「小年」に「伯父」である背奈行文に「隨つて、
都に入」つたのであるから、その上京を「志學の年」の十五歳と假定
すれば、「初め右衛士大志に任じ」とあるのは、「軍防令」に

凡そ内六位以下、八位以上の嫡子、年廿一以上にして、見役任
無くは、年毎に京國の宮司、勘檢して實を知れ。狀を責ふて簡び
試みよ。分ちて三等に爲れ。儀容端正にして、書算に工ならば、
上等と爲よ。身材強幹にして、弓馬に便ならば、中等と爲よ。身
材劣く弱くして、文算識らずは、下等と爲よ。十二月卅日以前に、
上等下等をば式部に送りて、簡び試みよ。上等をば大舍人と爲よ。
下等をば使部と爲よ。中等をば兵部に送りて、試験して兵衛と爲
よ。如し足らずは、通ひて庶子を取れ。

とある規定に従えば、「年二十一」は天平元(七二九)年に當たる。
とすると、十五歳の年は「養老七(七二三)年」に當り、その二年前
の養老五年正月には、行文は①の優賞賜祿のことがあつた。時に、
「正七位上明經第二博士」とあるから、おそらく三十歳代であつたか
と思う。福信の伯父とあるから、福信の父か母の兄に當り、その年齢

差を二十から二十五歳と想定してみることができよう。行文の卒年時
は不明であるが、その行年については『懷風藻』に「年六十二」とあ
ることと、『家傳下』(藤原武智麻呂傳)に、

神龜元年二月、敍正三位、知造宮事如故、五年七月、遷播磨守兼
按察使、六月、遷大納言、公爲人溫雅、備於諸事、既爲喉舌、贊
揚帝猷、出則奉乘輿、入則掌樞機、至有朝議、持平合和、朝廷上
下安靜、國無怨讟、當此時、舍人親王知太政官事、新田部親王知
惣管事、二弟壯卿知機要事、其間參議高卿、有中納言丹比縣守、
三弟式部卿宇合、四弟兵部卿麻呂、大藏卿鈴鹿王、左大辨葛木
王、風流侍從、有六人部王・長田王・門部王・狹井王・櫻井王・
石川朝臣君子・阿倍朝臣安麻呂・置始工等十餘人、宿儒、有守部
連大隅・越智直廣江・肖奈行文・箭集宿禰麻呂・鹽屋連古麻呂
・楢原東人等、文雅、有紀朝臣清人・山田史御方・葛井連廣成・
高丘連河内・百濟公倭麻呂・大倭忌寸小東人等、方士、有吉田連
宜・御立連吳明・城上連眞立・張福子等、陰陽、有津守連通・余
眞人・王仲文・津連首・谷邨康受等、曆算有山口忌寸田主・志紀
連大道・私石村・志斐連三田次等、呪禁、有余仁軍・韓國連廣足
等、僧綱、有少僧都神寂、律師道茲並順天休命、共補時政、由是
國家殷賑、倉庫盈溢、天下太平、街衢之上、朱紫輝々奕々、鞍乘
駱々紛々、園園幽寂、嘉石蒼生、仍營飭京邑及諸驛家、許人瓦屋
楮墨渥飭、至于季秋、每與文人才子、集習宜之別業、申文會也、
時之學者、競欲預座、名曰龍門默額也、

とあつて、神龜年間(七二四〜七二九)の「宿儒」の一人としてその
名がみえることと、②の神龜四年十二月二十日に、從五位下への昇敍
の記録のほかに「懷風藻」六一番の詩「上巳禊飲、應詔」一首の製作
時期は、『續日本紀』神龜五(七二八)年三月三日條に、

三月己亥。天皇御鳥池塘宴五位已上。賜祿有差。又召文人。令賦曲水之詩。各資繩十疋。布十端。內親王以下百官使部已上。賜祿亦有差。

とある「曲水之詩宴」の折の詠と推定できるが、天平年間に行文の行跡を推測できる資料はないのである。甥の福信の記録から逆照射してみれば、福信に「王」の賜姓のあったのは、『續日本紀』天平十九（七四七）年六月七日條に、

辛亥。正五位下背奈、福信。外正七位下背奈、大山。從八位上背奈、廣山等八人。賜背奈王姓。

とあって、「福信・大山・廣山等」八人とあって、「行文」の名が見えないのは、行文がこの賜姓以前に死亡していたことを示しているであろう。その前年の天平十八（七四六）年に死亡したとすれば、行文の出生は、天武十四（六八五）年ということになるであろう。

あるいはまた、福信が「外從五位下」に昇叙した年、『續日本紀』によれば、天平十（七三八）年三月三日であり、その前年の天平九年には、「是の年春。疫瘡大に發る。初め筑紫より來れり。夏を経て秋に涉りて、公卿以下天下の百姓、相繼ぎて没死すること勝て計ふべからず、近代以來未だこれ有らざるなり。」と特記されており、この年の疫病に罹って死亡したものかとも考えてみる事ができる。とする

と、その出生は、天武五（六七六）年ということになるであろう。今、この二案、かりに天武五（六七六）年出生をA案とし、天武十四年（六八五）出生をB案とすれば、その差は九年となる。甥の福信の出生年時、和銅二（七〇九）年は、伯父の行文は、三三歳（A案）か二四歳（B案）ということになり、従って、福信上京の年、養老七（七二三）年には、行文は四十八歳（A案）か三九歳（B案）ということになるのであろう。

七、「大学寮」時代—大學博士・大學助・大學頭をめぐって—

『懷風藻』に「從五位下大學助」とあるが、その大學寮における行文の閲歴を考察してみよう。

『懷風藻』六〇番の詩「秋日於長王宅宴新羅客」一首は、『續日本紀』養老三年（七一九）閏七月條に、

閏七月癸亥。新羅使人等。獻調物并騾馬。牡牝各一疋。丁卯。賜宴於金長言等。賜國王及長言等祿。有差。是日。以大外記從六位下白猪史廣成。爲遣新羅使。

とある時期の詠と推定できるから、行文の學者文人として活動した明確な期間を、養老三（七一九）年から神龜五（七二八）年の間、ほぼ十年間のこととすることができよう。その年齢、四四歳から五三歳まで（A案）、あるいは、三五歳から四四歳まで（B案）のこととなる。その間、『續日本紀』によれば、①の養老五（七二二）年當時、正七位上で明經第二博士であったことと、②の神龜四（七二七）年に、正六位上より從五位下に昇叙したことの二點であって、その「大學助」任官のことは明示されていない。かつて、山田史三方（三方沙彌）について考察した時に^{注4}

助背奈王行文は帰化系の人物であるが、共に長王宅の詩宴に会し、懷風藻に詩二首を残し、万葉集に歌一首〔十六³⁸³⁶〕を残している。

としたが、『懷風藻』に「大學助」とある通り、「頭」にはなれず、「助」で終ったものと考えの方が穩當かもしれないが、今少し検討してみることにしてしよう。

『職員令』の式部省二寮の中、「大學寮」については、

大學寮

頭一人。掌らむこと、學生を簡び試みむこと、告び釋奠の事。助一人。大允一人。少允一人。大屬一人。少屬一人。博士一人。掌らむこと、經業統へ授け、學生を課試せむこと。助教二人。掌らむこと博士に同じ。學生四百人。掌らむこと、經業を分ち受けむこと。音博士二人。掌らむこと、音教へむこと。書博士二人。掌らむこと、書教へむこと。算博士一人。掌らむこと、算術教へむこと。算生三十人。掌らむこと、算術習はむこと。使部二十人。直丁二人。

とあり、「官位令」によれば、その官位相當は、

大學頭 從五位上
大學助 正六位下
大學博士 〃
大學大允 正七位下
大學助教 〃
大學少允 從七位上
音博士 〃
書博士 〃
算博士 〃
大學大屬 從八位上
大學少屬 從八位下

とある。大學の教官である「大學博士」・「助教」の任用については、「學令」に、

凡そ博士、助教には、皆明經に、師と爲るに堪へたらむ者を取れ。書算も亦、業術優長ならむ者を取れ。

とあり、「大學博士」は「明經博士」・「大博士」とも呼ばれた。「助教」は、大寶令では「助博士」と稱された。さて、ちなみに①の養老五年正月の優詔記事中の、氏名明らかな人物の大學寮關係者を摘記し、その位階の順位を示してみれば、次のごとくである。

明經第一博士 從五位上 鍛治造大隅
明經第二博士 正六位上 越智直廣江
正七位上 背奈公行文
調忌寸古麻呂
明法(第一博士) 從七位上 額田首千足
從七位上 箭集宿禰萬呂
鹽屋連古麻呂
文章(第二博士) 從七位下 山田史御方
從五位上 山田史御方
從五位下 紀朝臣清人
從五位下 下毛野朝臣蟲麻呂
算術(〃) 正六位下 樂浪河内
正六位上 山口忌寸田主
正八位上 志斐連三田次
正八位下 私部首石村

の十四名であり、かつて推定したように、^{注5}「頭」は「山田史三方」であり、その免官が養老六年四月であり「助」を「背奈行文」としたのが、位階の上からみれば、「從五位下紀朝臣清人」、「(從五位下)下毛野朝臣蟲麻呂」か「正六位上越智直廣江」・「正六位上箭集宿禰萬呂」か「正六位下樂浪河内」の五人の中のいずれかであったと修正

しなければならぬだろうが、紀朝臣清人は、天平十三年七月三日條に「治部大輔兼文章博士」に任ぜられており、下毛野朝臣蟲麻呂は、後述するが養老五年六月二六日條に従五位下で「式部員外少輔」に任ぜられており、越智直廣江は、養老七年正月十日條に従五位下に昇敘し『令集解』によれば、養老四年二月に「大學明法博士」、神龜三年十一月に「從五位下」とあり、『懷風藻』には「從五位下刑部少輔兼大學博士」とあり、清人、廣江のふたりは、他省との兼任であったことがわかる。箭集宿禰蟲麻呂は、天平四年十月十七日條に「外從五位下箭集宿禰蟲麻呂を大學頭となす」とあり、時に「外從五位下」であった。樂浪河内は、神龜元年五月一三日條に「高丘連」を賜わり、天平三年正月二七日條に、外從五位下に敘せられ、同年九月二七日條に、右京亮に任ぜられ、勝寶六年正月七日條に正五位下に昇敘し、『家傳下』には神龜年間の文雅の一人として名が見え、萬葉集に天平十五年の歌二首（6・一〇三八〜一〇三九）があり、子の比良麻呂の卒去の條（景雲二年六月六日）に、

内藏頭兼大外記遠江守從四位下高丘宿禰比良麻呂卒。其祖沙門詠。近江朝歲次。自百濟歸化。父樂浪河内。正五位下大學頭。神龜元年。改爲高丘連。比良麻呂少遊。大學。涉覽書記。歷任大外記。授外從五位下。寶字八年。以告仲滿反。授從四位下。景雲元年。賜姓宿禰。

とあって、「大學頭」であった時は天平三（七三二）年正月の外從五位下昇敘以後のことであつたらう。行文の「從五位下」昇敘は②に示したとおり養老四（七二七）年十二月二十日であるから、箭集宿禰蟲麻呂・樂浪河内より以前に「助」任官の時期があつたとしても不當ではあるまい。なおまた「頭」任官のことも同様であらうとあらためて推定しておきたい。

なお、『職員令』によれば、式部省には、

卿一人。掌らむこと、内外の文官の名帳、考課、選叙、禮儀、階位、位記のこと、勲績校へ定めむ、功を論じて封賞せむこと、朝集、學校のこと、貢人を策試せむこと、職賜、假使のこと、家令補任せむこと、功臣の家の傳、田の事。大輔一人。少輔一人。大丞一人。掌らむこと、考課問へ問はむこと。餘は中務の大丞に同じ。少丞一人。掌らむこと大丞に同じ。大録一人。少録三人。史生二十人。省掌二人。使部八十人。直丁五人。

とあって、文官の人事・養成・行賞などを擔當していたが、その養老・神龜年間における式部省の陣營を『續日本紀』によつてみれば、卿に長屋王（和銅三年四月二三日より養老元年三月三日ないし、養老二年九月一八日まで）・藤原武智麻呂（養老二年九月一九日任）・藤原宇合（神龜元年四月七日〜天平九年八月五日）の三人である。『懷風藻』の詩のあり方によつて、行文が長屋王の佐保邸での詩會に何度か招かれていたことは明らかであるし、藤原武智麻呂の習宜の別邸に招かれたことのあるらしいこと（參上したかどうかは明らかではないが）はその『家傳下』によつて推定することができる。藤原宇合とは、長屋王の詩會での同席は推定できるが、宇合の邸への出入は明らかではない。大輔についてみると、穗積老（養老元年三月三日式部少輔、同二年九月一九日式部大輔任。同六年正月二十日、朝廷指斥の罪に坐し斬刑に處されたが、皇太子の奏により死一等を減じられ佐渡に配流され、天平十二年六月十五日の恩赦により入京。）がおり、少輔には、穗積老（養老元年三月三日任）・中臣東人（養老二年九月十九日任）・大伴祖父麻呂（養老四年十月九日任）・紀麻路（養老五年六月二六日任）の四人と、員外少輔に、波多與射（養老二年九月十九日任）・巨勢足人（養老四年十月九日任）・下毛野蟲麻呂（養老五年六月二六日任）の三名がおり、大録に、津主治麻呂（養老六年五月十日任）の名がみえる。

右の中、穂積老は、萬葉集に短歌二首「3・二八八、13・三二四一（但、或書云）」を残し、また、「卷十六」に、

平群朝臣の嗤ふ歌一首

童ども草はな刈りそ八穂蓼を穂積の朝臣が腋くさを刈れ（16・三八四二）

穂積朝臣の和する歌一首

いづくにぞ眞朱搦る丘薦疊平群の朝臣が鼻の上を搦れ（16・三八四三）

とある「穂積」を『萬葉集古義』は、『續日本紀』天平九年九月二八日條に正六位上から外從五位下に昇叙した「穂積朝臣老人」を想定したが、この老とすると興味ある作品であるがこれは別の機會に譲ろう。

中臣東人は、『萬葉集』に、短歌一首（4・五一五）を残し、狹野茅上娘子との贈答歌（15・三七三三〜三七八五）で有名な宅守の父である。

紀麻路は、『懷風藻』に詩一首（14番）を残す「紀朝臣麻呂」（慶雲二年七月十九日薨。）とは別人で麻呂の弟で同じく『懷風藻』に詩二首（22・23番）を残す「古麻呂」のことであろう。それは、古麻呂の子の飯麻呂の墓傳（天平寶字六年七月十九日條）に「平城朝式部大輔正五位下古麻呂之長子也」とあることよって確定できる。

下毛野蟲麻呂は、『懷風藻』に詩一首（65番）を残し、日本古典文學大系本の『懷風藻』付録の「詩人小傳」に、

養老四年（七二〇）正月從五位下、本書に大学助教從五位下とある。養老五年正月從五位上。同時に、学業の師範者として、糸・布・緞などを賜う、時に文章博士。同年六月式部員外少輔。經国集に和銅四年（七一〇）三月五日付の對策文二篇を残す。三

十五歳没。

とあるが、『續日本紀』によれば、養老四年正月十一日條に正六位上から從五位下に昇叙され、同五年正月五日條に從五位上に昇叙し、同月二十三日條に、

詔、從五位上佐爲王。從五位下伊部王。正五位上紀朝臣男人。日下部宿祿老。從五位山田史三方。從五位下山上臣憶良。朝來直賀濱夜。紀朝臣清人。正六位上越智直廣江。船連大魚。山口忌寸田主。正六位下樂浪河内。從六位下大宅朝臣兼麻呂。正七位上土師宿祿百村。從七位下鹽家連吉麻呂。刀利宣令等。退朝之後。令侍東宮焉。

とあって、退朝の後、東宮に侍し、同月二十七日條の優詔に、文章にすぐれ師範たるに堪える故をもって、後生勸勵のために、賜物され、同六月に式部員外少輔に任ぜられた。その後の消息は不明であるが、『懷風藻』には「大學助教 從五位下 年三十六」とあり、「詩人小傳」の「三十五歳没」は誤記であろう。

なお、『續日本紀』における養老・神龜年間の大嘗寮關係の記事は、神龜二年十一月十日條に、

天皇御、大安殿。受冬至賀辭。親王及侍臣等奉持奇翫珍贄。進之。即引文武百寮五位已上及諸司長官。大學博士等。宴飲終日。極樂乃罷。賜祿各有差。

とある。ちなみに、天平二年二月二日條に、

釋奠。詔遣右中辨正五位下中臣朝臣廣見。就大學寮宣勅。慰勞博士學生等。勸勉其業。仍賜物有差。

とあるのは、行文の生活と詩歌を考察するに當って参考となることであらうと思われるので付記しておく。なおまた、天平十一年八月一六日條に、

太政官處分。式部省、蔭子孫并位子等不限年之高下。皆下大學。一向學問焉。

とあるのも興味ある記録であるから追記しておくことにする。

八 おわりに

以上、消奈行文の「系譜・閲歴」について大畧、粗述できたかと思うが、その作品（漢詩・和歌）の考察には言及する餘裕がなかったが、それは近い將來の別の機會に譲ることとして、おわりに行文關係の年譜を掲出して参考に供することとした。

注1 金富賦著、金思燁譯『完譯三國史記・上』（昭和五五年十二月）によるが、同書の原文は次の如し。

秋九月。李勣拔平壤。勣既克大行城。諸軍出他道者。皆與勣會。進至鴨渚。我軍拒戰。勣等敗之。追奔二百餘里。拔厚夷城。諸城遁逃及降者相繼。契苾何力先引兵至平壤城下。勣軍繼之。圍平壤月餘。王藏遣泉男産師首領九十八人。持白幡詣勣降。勣以禮接之。泉男建猶閉門拒守。頻遣兵出戰。皆敗。男建以軍事委浮圖信誠。信誠與小將烏沙・饒苗等。密遣人詣勣請爲內應。後五日、信誠開門。勣縱兵登城。鼓噪焚城。男建自刺不死。執王及男建等。冬十月。李勣將還。高宗命先以王等獻于昭陵。具軍容。奏凱歌入京師。獻于大廟。十二月。帝受俘于含元殿。以王政非已出赦。以爲司平常伯員外同正。以泉男産爲司宰少卿。僧信誠爲銀青光祿大夫。泉男生爲右衛大將軍。李勣已下封賞有差。泉男建流黔州。

2 なお、古代文献に見えないが、近世以来、現、埼玉県入間市に高倉と称する地がある。後考を期したい。

3 契沖『萬葉集代匠記』説。

4 拙稿「三方沙弥伝考——選俗官僚の文学的伝記——」（『上代文学』第三十四號、昭和四九年四月）

5 注4に同じ。

6 『萬葉集人物傳』にも

老人なるべし、續紀に、天平九年九月己亥、正六位上種積朝臣老人授外從五位下、十二月壬戌爲左京亮、十八年四月癸卯、授從五位下、九月戊辰、爲内藏頭、と見えたり、

とある。なお、市村宏「平群朝臣と種積朝臣」（『萬葉集新論』所収）がある。

消奈行文関係年譜

西暦	天皇	年號	一般事項	個人事項	関連事項	行文の年齢	福信の年齢
西曆	天皇	千支	一般事項	個人事項	関連事項	行文の年齢	福信の年齢
〇三〇	齊明	庚申	〇・五 百濟、日本に救援を求む				A案
〇三〇	天智	癸亥	〇・六 白村江の戦。日本軍大敗。百濟滅ぶ				B案
〇三〇		丙寅	この年、百濟の男女二千餘人を東國に住まわす		一〇・六 高麗の調遣使、大使臣乙相杵郎・副使達相道・二位支武若光等來たる		
〇三〇		丁卯	三・九 近江大津宮に遷都				
〇三〇		戊辰	一・三 皇太子中大兄皇子即位、天智天皇 九・三 高句麗、羅唐連合軍に滅ぼさる	一〇・一 大唐の大將軍英公、高麗を打ち滅す これ以後、父福徳ら來朝歸化する	五・五 蒲生野遊獵(一〇・三)		
〇三七		辛未	一・六 近江令(冠位・法度)を施行 二・三 天皇崩御46(47・58とも)				
〇三三	天武	壬申	六・三 飛鳥浄御原宮に遷都 この冬、飛鳥浄御原宮に遷都		この年、歸化人一世とその子孫に課役を免除		
〇三三		癸酉	二・七 大海人皇子即位、天武天皇				
〇三三		乙亥	二・九 諸國の藝能に秀れた者を貢上		一〇・〇 相模國高倉郡の女人、三男を生む		
〇三三		丙子		△この年、行文、出生か(A案)			
〇三三		巳卯			五・六 天皇、吉野宮で皇后及び草壁皇子以下六皇子と盟約		
〇六一		辛巳	二・五 草壁皇子立太子。浄御原律令編纂始まる 三・七 帝紀・舊辭の記定(『日本書紀』編纂の開始か)	八・〇 百濟・高句麗・新羅三國から來朝歸化した人々に詔して、課役を免除さる			6

六三	壬午二	三三 境部石積等に、初めて新字一部四十四卷を造らす 三三 諸氏に、氏上を決めて申し送ることを命ず								7
六四	癸未三 甲申三	二一 大津皇子、初めて朝政を聴く 二〇 一八色の姓を制定								8
六五	乙酉二四	一一 爵位冠位を制定	九二七 来朝歸化した高麗人等に祿を賜う △この年、行文、出生か(B案)							9
六六	丙戌二五	七〇 朱鳥に改元 九・九天皇崩御56(65・73とも) 一〇 三 大津皇子の謀反事件								10
六七	持統 元丁亥		三・五 来朝歸化の高麗人五十六人を常陸國に住まわす							11
六八	巳丑三	四・三 皇太子草壁皇子薨28 六・二 撰善言司を置く 六・元 淨御原律令を施行								12
六九	庚寅四	一・一 皇后即位、持統天皇								13
七〇	甲午八	二・六 藤原宮に遷都								14
七一	文武 丁酉元	二・六 輕皇子立太子 八・一 天皇讓位、輕太子即位、文武天皇								15
七二	庚子四	六・七 律令を撰定さす								16
七三	大寶二	大寶元 一・三 遣唐使の任命 二・四 初めて釋奠を行なう 三・三 改元 八・三 大寶律令完成 この年、首皇子(聖武天皇)誕生								17
七四	大寶二	二・一 大寶律令を施行 六・元 遣唐使ら筑紫を出發	四・二〇 来朝歸化の新羅の僧尼男女二十二人を武藏國に住まわす							18
七五	大寶二	二・一 大寶律令を施行 六・元 遣唐使ら筑紫を出發	一・三 山上憶良、少録 三・元 僧辨紀、還俗して、春日倉首老の姓名を賜う							27

七九		養老三				六・一〇 皇太子初めて朝政を聴く							
七八		養老二	三七〇 長屋王を大納言に任命 この年、藤原不比等、養老律令各十卷を撰定				この年、大伴家持出生か			43	34	10	
七七		養老元	二・二七 改元		二・八 高麗・百済の二國から來朝歸化した人々に終身、給を賜う					42	33	9	
七六		靈龜一	八・二〇 多治比縣守ら遣唐使を任命		五・六 駿河・甲斐・相模・上總・下總・常陸・下野七國の高麗人を武藏國に移し、初めて高麗郡を置く	四・七 山上憶良を伯耆守に任命				41	32	8	
七五	元正	靈龜元	九・二 天皇讓位、氷高内親王即位、元正天皇。改元							40	31	7	
七四		和銅七	二・〇 紀清人・三宅藤麻呂に「國史」の撰録を命ず 六・二五 首皇子立太子							39	30	6	
七三		和銅六	五・二 諸國の郡郷の名に好字二字を付し、その「風土記」の編纂を命ず							38	29	5	
七二		和銅五	一・六 『古事記』成る							37	28	4	
七一		和銅三	三・一〇 平城京に遷都							35	26	2	
七〇		和銅二	九・六 藤原房前を遣わし、東海東山二道の開削・風俗を檢察さす		この年、甥の福信、出生					34	25	1	
七〇		和銅元	一・二 改元							33	24		
七〇	元明	慶雲四	六・五 天皇崩御25 七・七 阿閉皇女即位、元明天皇							32	23		
七〇		慶雲三	九・五 穗積親王を太政官事に任命							30	21		
七〇		慶雲元	七・一 遣唐使、栗田眞人ら唐より歸國							29	20		
七〇		大寶三	一・二〇 刑部親王を太政官事に任命		四・四 高麗若光、王姓を賜う。時に從五位下					28	19		
七〇			三・三 持統太上天皇崩御58。										

七六	神龜	三七三 天皇、烏池塘に宴飲を催して、文	三七三 「五言、上巳禊飲、應詔」一首	神龜年開の宿儒の一人として『家傳下』	53	44	20
七七	神龜	開九・元 基親王の誕生 一〇・六 阿部廣庭を中納言に任命 二・二 基親王立太子	一三・〇 正六位上より従五位下へ昇叙	一〇・六 この時、大伴旅人を大宰帥に任命か	52	43	19
七八	神龜	九・七 文人一百十二人、玉葉の詩賦を上り、祿を賜う			51	42	18
七五	神龜	二・〇 天皇、大安殿に冬至の賀辭を受く。大學博士等と宴飲し、祿を賜う			50	41	17
七四	神龜	二・四 天皇讓位、首皇太子即位、聖武天皇。改元。長屋王を左大臣に任命	行文、この年、正六位上に昇叙したか	この年、長屋王の「五八賀」の詩宴(藻64・107)	49	40	16
七三	養老		この年、福信、上京したか	一・三 穗積老を佐渡に配流。(3元) 二・二 沙彌滿誓を筑紫に遣わして觀世音寺を造らす	48	39	15
七二	養老	二・七 元明太上天皇崩御61			47	38	14
七一	養老	一・五 長屋王を右大臣に、藤原武智麻呂を中納言に任命 一・三 山田三方・山上憶良・紀清人・樂浪河内・刀利宣令等に退朝の後、東宮に侍せしむ 二・七 詔して、學業優遊し、師範に堪うる者に、特に賞賜を加えて、後生を勸勵する	二・七 明經第二博士正七位上背奈公行文は、絶十五疋、絲十五絢、布卅端、鉄廿口を賜う	文章、山田三方・樂浪河内、陰陽、津守通・角兄麻呂、醫術、吉宜・秦朝元ら	46	37	13
七〇	養老	五・三 『日本書紀』を撰上 八・三 右大臣藤原不比等薨62	閏七月「長屋王の宅に新羅の客を宴する」詩、五言一首(藻60)を作る。『懷風藻』に、大學助従五位下、年六十二とある	『懷風藻』に調古麻呂(62)・刀利宣令(63)・下毛野蟲麻呂(64)・長屋王(68)・安倍廣庭(71)・百濟和麻呂(77)・吉田宣(79)・藤原房前(86)・藤原宇合(90)の詠あり	45	36	12
		七・三 初めて按察使を置く 閏七・二 新羅の使人金長言等に宴を賜う			44	35	11

七〇	天平二	二・二 釋奠す 一〇・一 大伴旅人を大納言に任命	二・二 大學寮の博士・學生等を慰勞して祿を賜う		55
七三	天平三	七・三 大伴旅人薨67 七・元 雅樂寮の雅樂生の員數を定む 八・二 諸司の推舉により、藤原宇合・多治比縣守・藤原麻呂・鈴鹿王・葛城王・大伴道足等六人を參議とす	旅人薨去の時、余明軍の歌（3器器） 高麗樂八人		56
七三	天平四	八・七 多治比廣成を遣唐使に任命。諸道節度使を任命	東海東山二道は藤原房前		57
七三	天平五	二・三〇 「出雲國風土記」撰上	この年六月以降に、山上憶良卒74		58
七四	天平六	一・七 藤原武智麻呂を右大臣に任命 二・一 天皇、朱雀門に御して歌垣を覽る 七・七 天皇、相撲の戲を觀る。この夕、南苑に御して文人に七夕の詩を賦せしむ			59
七五	天平七	三・二〇 多治比廣成・吉備眞備・支防ら歸朝			60
七六	天平八	二・二六 阿倍繼麻呂を遣新羅使に任命	遣新羅使人等の歌（15器尺） （三七三）		61
七七	天平九	この年の春より、天然痘大流行し、死没する者多數。藤原四兄弟薨 九・元 鈴鹿王を知太政官事に、橘諸兄を大納言、多治比廣成を中納言に任命	この年、行文、卒するか62〔A案〕		62
七八	天平元	二・二〇 左大臣長屋王の薨。長屋王自害46 三・四 中納言藤原武智麻呂を大納言に任命 八・五 改元 八・二〇 藤原夫人（光明子）立后	この年、福信、右衛士大志に初めて任ず		54
					53
					29
					28
					27
					26
					25
					24
					48
					49
					50
					51
					52
					53
					54
					55
					56
					57
					58
					59
					60
					61
					62

七五		天平勝 寶元	二一「懷風藻」成る この年、東大寺大佛殿の建造終わる										
七六	孝謙 天平勝 寶元	四二 改元 七二 天皇讓位、皇太子阿倍内親王即位、 孝謙天皇。改元	一七 福信、背奈王から高麗朝臣と改 賜姓 七二 福信、從四位下に昇叙 八〇 中衛少將兼紫微少弼に任ず 二一 從四位上に昇叙										41
七七		天平二〇	四二 元正太上天皇崩御69	二九 福信、正五位下から正五位上に 昇叙									40
七八		天平一九	二七 諸國に金光明寺・法華寺の建立を 命ず	六七 福信等に王姓を賜う。この時、 行文の名なし									39
七九		天平一八	六三 大伴家持を越中守に任命	この年、行文卒するか62〔B案〕	正月、元正太上天皇の御在所での掃雪 の肆宴に應詔歌(17元三了元三)。穗積 老・高丘河内・秦朝元ら侍宴								38
八〇		天平一七	五二 都を平城に復す										37
八一		天平一六	四二 安積親王薨17										36
八二		天平一五	五五 橋諸兄を左大臣に、藤原仲麻呂を 參議に任命	五三 福信、正五位下 六〇 福信、春宮亮									35
八三		天平一四	五七 采女の貢進を郡ごとに一人と定む。	武藏國高麗郡より采女一人貢上か									34
八四		天平一三	三三 諸國に國分寺・國分尼寺の造營を 發願 四三 五位以上の官人の平城に住むこと を禁ず										33
八五		天平一二	九三 藤原廣嗣の亂 一五 恭仁京に遷都										32
八六		天平一一	八六 式部省の蔭子孫・位子に大學にて 修學することを命ず	七五 福信、從五位下									31
八七		天平一〇	一三 阿倍内親王立太子。橋諸兄を右大 臣に任命 七七 天皇、大藏省に御して相撲を覽る	三三 背奈福信、外從五位下に昇叙	大伴家持の七夕の歌(17元〇〇)								30

三	天平勝 寶四	三・三 遣唐使拜朝 三・九 遣唐使に節刀を賜う 四・九 盧舍那佛完成。開眼會を行う	閏三月、從四位上高麗朝臣福信に勅して、難波に遣し、酒肴を入唐使藤原朝臣清河等に賜ふ御歌一首(19四三・四三六 五)	閏三月、大伴古慈斐の家にて入唐使等を餞する時の歌(19四三・四三六)	44
七	天平勝 寶七	二一 防人交替の年に當り、新たに東國より徴して筑紫に派遣	五・二九 福信、聖武太上天皇大葬の山作司に任命	防人歌(20四三三〜四三〇・四三七〜四三九・四四一 四四二・四四三・四四四・四四五・四四六)	47
七	天平勝 寶八	二・二 左大臣橘諸兄致仕 五・二 聖武太上天皇崩御56	五・二〇 福信、正四位下に昇敘 七・二 橘奈良麻呂の亂に、奈良麻呂側の賀茂角足により、發逆の期に會させないために、奈貴王・坂上苅田麻呂らと額田部の宅で酒を飲まされたが、結局、小野東人・答本忠節の追捕に加わる		48
七	天平寶 字元	一・六 橘諸兄薨74 五・二〇 養老律令を施行 七・四 橘奈良麻呂の變 八・八 改元			49
美	天平寶 字二	八・一 天皇讓位、皇太子大炊王即位、淳仁天皇	一・一 『萬葉集』終焉の歌(20四二六)		50
美	天平寶 字三		一・二六 福信、信部大輔に任命		51
七	天平寶 字四	六・七 光明皇太后崩御60	この年、福信、内匠頭に任ずるか		52
七	天平寶 字六	一・九 大伴家持を信部大輔に任命	一・九 福信を但馬守に任命		54
七	天平寶 字七				55
七	天平寶 字八	九・二 藤原仲麻呂(惠美押勝)の亂 一〇・九 天皇を廢して、淡路國へ配流。孝謙太上天皇重祚、稱徳天皇			56
七	天平神 護元	一・七 改元	一・七 福信、從三位に昇敘		57
七	神護景 雲元	三・三 西大寺院に行幸して、文士に曲水を賦せしめ、五位以上及び文士らに祿を賜う	三・三 福信を造宮卿但馬守兼法王宮大夫に任命		59

七〇	光仁	寶龜元	八・四 天皇崩御53。白壁王立太子 一〇・一 皇太子白壁王即位、光仁天皇。改元	八・四 天皇崩御に際し、福信を御装束司に任命 八・六 福信を造宮卿兼武藏守に任命				62
七三		寶龜三	五・七 『歌經標式』撰上					64
七三		寶龜四	一・二 山部親王立太子	二・七 福信、造宮卿として、楊梅宮を專知造作し、その功により、男石麻呂、從五位下を授かる				65
七五		寶龜七		三・六 福信を造宮卿兼近江守に任命	三・六 大伴家持を伊勢守に任命			68
七六		寶龜一〇		三・七 福信、高倉朝臣と改賜姓	五・六 阿倍仲麻呂、唐にて客死			71
七九	桓武	天應元	四・三 天皇讓位、山部親王即位、桓武天皇	五・七 福信を彈正尹に任命 三・三 光仁天皇崩御に際し、福信を山作司に任命	五・七 大伴家持を左大辨に任命			73
八三		延暦一		六・三 福信を彈正尹兼武藏守に任命	七・九 大伴家持を中納言に任命			75
八五		延暦四	九・六 早良皇太子を廢太子とす 二・五 安殿親王立太子	二・三 福信、上表致任。御枚と衾を賜う	八・六 大伴家持死 68			77
八九		延暦八		一〇・七 福信薨 81。時に散位從三位				81
九四		延暦三	八・三 『續日本紀』の撰修を命ず。(延暦一六年一月に上撰) 一〇・三 平安京に遷都					
一〇七	平城	大同三	二・三 『古語拾遺』成る					
一〇八	嵯峨	弘仁五	六・一 『新撰姓氏錄』成る					
一三三		弘仁三	『日本靈異記』成る(原形は延暦六年に成る)					